



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 話題の言葉

### 年金窓口業務の サービスコンテスト

日本年金機構は年金窓口業務のサービスコンテストを東京都内で実施したそうです。いわゆる「お役所体質」は変わるのでしょうか？

日本年金機構は6月26日に、年金窓口業務のサービスコンテストを東京都内で実施した。

全国312の年金事務所のサービス改善の取り組みから好事例を拾い上げ、他の事務所に広げる狙いだったが、逆に民間とはかけ離れた実態が続々と明らかに。長妻昭厚生労働相がその場で改善を指示した。

コンテストは事務所が応募した58の改善事例を日本年金機構の本部が10に絞り込み、厚労相や有識者らの審査員に説明し、優秀事例を表彰した。

候補事例の説明では「空いた相談ブースに来所者を誘導する」「長時間待たせた来所者に『お待たせして申し訳ありません』と言う」などの取り組みが「改善事例」として報告され、厚労相ら審査員からは「当たり前だ」「これが厳選された好事例なら、他の事務所はどうなっているのか」など厳しい指摘が出た。さらに「個人情報に記載した文書を机の上に放置している」などの実態も説明過程で明らかになり、厚労相が年金機構の幹部に説明を求める場面もあった。

厚労相は終了後に記者団に「民間から見れば『何十年遅れているんだ』と言われるだろう。それでも今後も半年に1回程度は続けていきたい」と述べた。」（日本経済新聞）

『お待たせして申し訳ありません』って・・・  
これをサービスと呼んでいいのでしょうか？  
しかも『厳選された好事例』と言ってしまふところが・・・

日本年金機構は、発足時に旧社保庁からの10,000人程度の職員に加え、民間から2000人程度の採用があったはずですが、これだけ大きな組織の体質を変えるのは本当に長い時間と地道な継続が必要だと思います。ホントの意味で民間の良さ（民間では当たり前なこと）が浸透するまでは、まだまだ時間がかかりそうです。

サービス改善は是非継続するとして、失われた信頼を回復するためには年金問題の本質である、記録の問題や、社会保障全般の中での年金制度設計の見直し等、安心できる年金制度の論議を大いにしてくる必要があります。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

## Question (清算所得課税の廃止)

当社は、不動産業を営む法人です。過去に経営多角化のため、人材派遣業を子会社として設立しました。しかし、昨今の不況により業績が低迷し、債務超過の状態が続いているため、子会社の解散・清算を検討しています。

平成22年度の税制改正において、清算所得課税が廃止されたと聞きましたが、当社が子会社を解散・清算する場合にはどのような影響がありますか？

## Answer

子会社の解散が平成22年9月30日までに行われた場合には、清算所得課税が適用されますが、平成22年10月1日以降に解散が行われた場合には、解散前と同様に所得金額に対して課税されることになります。従って、債務超過会社の解散・清算に影響があると考えられます。

## 解説



平成22年度の税制改正では、平成22年10月1日以降に解散が行われた会社については、残余財産の価額から税務純資産(解散時の資本金等の額と利益積立金額等の合計額)を控除した部分に課税される清算所得課税が適用されないこととなり、解散前と同じように、益金の額から損金の額を控除して計算された所得に課税が行われることとなりました。

下記の計算例のように、貴社が債務超過となっている子会社を解散・清算する場合には、解散のタイミングを考慮することが重要となります。

B/S(解散直後)		
資産 100	負債 150	平成22年9月30日までに解散し、清算所得課税により計算した場合
		残余財産 0(資産100-負債150= 50<0)
		課税所得 0
	資本金 10	平成22年10月1日以降に解散し、改正法により計算した場合
	損失 60	債務免除益 50(負債150-資産100)
		欠損金 30
税務上の欠損金 30		課税所得 20

また、平成22年度の税制改正では、平成22年10月1日以降に完全支配関係がある子会社を解散し、残余財産を確定させたときは、子会社株式の消滅損の計上が認められなくなり、その代わり、子会社の未処理欠損金額を引き継げることになりました。

## 根拠条文等

法人税法 第5条 (内国法人の課税所得の範囲)

法人税法 第22条 (各事業年度の所得の金額の計算)

法人税法 第57条 (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

法人税法 第61条の2 (有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp